

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和3年6月23日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2100005 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (国) 第 2100012 号

## 第 1 結論

昭和 50 年\*月から昭和 54 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年\*月から昭和 54 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 50 年\*月頃に父が国民年金の加入手続を行い、地域の納税組合の集金人を通じて国民年金保険料を納付していたが、請求期間が未納となっている。組合員が保険料を滞納することは考えられないことだったので、間違いなく納付していた。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号」という。）「\*」は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 54 年に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出された番号の一つであることが確認でき、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格記録から、請求者の国民年金の加入手続は同年 4 月頃に行われたと推認され、請求者が 20 歳になった昭和 50 年\*月頃に父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする請求者の主張と符合しない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索による調査並びに国民年金手帳記号番号払出簿による全件調査を行ったが、請求者に上記とは別の手帳記号番号を確認することができない。

さらに、請求者自身は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、請求者の国民年金の加入手続を行ったとする請求者の父は既に亡くなっており当時の事情を聴取することができないことから、請求期間に係る国民年金保険料の納付状況の詳細は不明である上、請求者は国民年金の加入時に父から国民年金保険料を遡って納めた旨の話を聞いたことはないとしている。

加えて、日本年金機構が保管する請求者に係る国民年金被保険者台帳においても請求期間に係る国民年金保険料が納付された記録はなく、昭和 54 年度以降の欄に「本年度納付済」と押印されているのみで、当該記録はオンライン記録と一致している。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。